

相模原市監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、教育局教育環境部学務課、学校保健課、学校施設課及び学校教育部学校教育課並びに健康福祉局こども育成部保育課の所管に係る「小学校、保育所等における遊具、プール及び樹木等の安全対策について」の事務の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年2月12日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 岸 浪 孝 志

同 中 村 昌 治

## 1 監査の期日

平成27年2月10日

## 2 監査の対象事務

「小学校、保育所等における遊具、プール及び樹木等の安全対策について」

監査の対象は、小学校、保育所等における遊具、プール及び樹木等の安全対策に係る事務事業とする。

監査の対象期間は、原則として平成26年度(平成26年4月から11月末まで)とするが、必要に応じて平成25年度以前についても対象とした。

## 3 監査の目的

小学校、保育所及び幼稚園(以下「小学校等」という。)は、多くの子どもたちが在籍し活動時間の多くを過ごす場となっている。

施設のうち、屋外の運動場や園庭には、様々な遊具や運動器具が配置され、放課後や休日においても多くの子どもたちが利用している状況にある。また、小学校等にはプールも設置され、特に小学校においては、授業での利用のほか、夏休みの時期には、地域の子どもたちにも開放され、活発に活動できる場として提供されている。こうした環境は、子どもたちの心身の発達にとって大変重要な役割を果たし、体力や運動機能の向上に資するなど様々な役割を担っている。

さらに、運動場や園庭には、多くの樹木も植栽されており、子どもたちにとって四季の変化を肌で感じ、生態等の自然観察や自然体験の場となっているほか、周辺地域の景観と調和した良好な景観の形成などの役割も重要な側面となっている。

これら様々な役割を担っている運動場や園庭においては、子どもたちが安心して活動できるよう安全面への配慮が最も求められるところである。

こうした中、小学校等の遊具及びプールについては、平成26年1月に厚生労働省が報道発表した、保育施設における事故報告集計において、他市の事例では保育所で遊具(ブランコ)に手を挟み、指を切断した事例、夏以外の季節に水を張ったままのプールへ転落し溺れた事例が示されている。また、小中学校等の樹木については、平成23年9月の台風15号により、市立小中学校で樹木が27本倒木し、また、樹木が中学校の敷地からJR相模線の線路側に倒れ、電車の運行

に影響が出るという事例が生じている。

このような状況の中、多くの子どもたちが在籍する市立の小学校等を対象として、遊具、プール及び樹木等の維持管理は適切に実施されているかなどを主眼に監査を実施し、子どもたちの安全確保に資することを目的とする。

なお、プール及び樹木については、併せて市立の中学校においても監査を実施する。

#### 4 監査の方法

教育局教育環境部学務課、学校保健課、学校施設課及び学校教育部学校教育課並びに健康福祉局こども育成部保育課から提出された関係書類、資料等に基づき、平成26年10月3日から平成27年1月30日までの間、以下の主な着眼点を踏まえ書面調査及び聞き取り調査を行うとともに、遊具、プール及び樹木等の安全対策の実態を把握するため、現地調査を実施した。

##### <主な着眼点>

- (1) 遊具、プール及び樹木等の現状をどのように把握しているか。
- (2) 遊具、プール及び樹木等の維持管理は、安全確保の観点も含め、適切かつ効果的に実施されているか。
- (3) 事故発生時の対応や未然防止のための取組は適切か。

現地調査は、小学校、中学校、保育所及び幼稚園において、主として遊具の種類や高木の数などを考慮し次の施設を対象とした。

小学校 向陽小学校、谷口台小学校、清新小学校、東林小学校、作の口小学校、くぬぎ台小学校、若草小学校、上溝南小学校、二本松小学校、弥栄小学校、根小屋小学校、千木良小学校

中学校 相陽中学校、上溝中学校、田名中学校、旭中学校、大野南中学校、中野中学校

保育所 陽光台保育園、相原保育園、麻溝保育園、新磯保育園、内郷保育園、千木良保育園

幼稚園 城山幼稚園

## 5 監査対象の概要

### (1) 対象施設等について

#### ア 市立小学校(72校)

遊具(屋外運動場に設置されている遊具・体育器具)

鉄棒、ブランコ、すべり台、雲梯、サッカーゴール、シーソー等  
プール

72校中65校に設置

樹木

サクラ、ケヤキ、イチョウ、クヌギ、ヒマラヤスギ、メタセコイア等

#### イ 市立中学校(37校)

プール

37校中36校に設置

樹木

サクラ、ケヤキ、イチョウ、クヌギ、ヒマラヤスギ、メタセコイア等

#### ウ 市立保育所(25園)

遊具(屋外遊戯場に設置されている遊具)

ブランコ、すべり台、鉄棒、雲梯、ジャングルジム、タイヤ遊具、  
シーソー等

プール

全25園に設置

樹木

サクラ、イチョウ、タイサンボク、ヒマラヤスギ、モモ等

#### エ 市立幼稚園(3園)

遊具(園庭に設置されている遊具)

ブランコ、すべり台、鉄棒、ジャングルジム、タイヤ遊具、シーソー、  
登り棒等

プール

全3園に設置

樹木

サクラ、イチョウ、タイサンボク、モミジ、グミ等

( 2 ) 所管各課の体制について

対象施設における遊具、プール及び樹木等の安全対策に係る維持管理等を行う担当各課の体制については、次のとおりとなっている。

区分	担当(管理職は除く)	事務分担
学務課	学校経理班 9 名	小学校の遊具の備品管理の指導・学校再配当予算の執行管理に関すること
学校保健課	保健班 3 名	災害共済給付・プールの環境衛生に関すること
学校施設課	計画班 2 名 施設班 10 名 設備班 10 名	遊具の点検及び修繕・プールの修繕・樹木の剪定等の維持管理に関すること
学校教育課	教育指導班 1 名 人権・児童生徒指導班 1 名	学校安全計画・国等からの通知に基づく周知に関すること
保育課	保育・幼稚園班 6 名	保育所・幼稚園の遊具の点検及び修繕・プールの修繕・樹木の剪定等の維持管理、再配当予算の執行管理に関すること
計 42 名		

( 3 ) 維持管理関連経費について

対象施設の遊具、プール、樹木等に係る維持管理業務委託関連経費については、次のとおりとなっている。

【遊具】

(単位:円)

区分	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	備考
小学校	1,000,000	730,800	693,000	遊具の点検委託
保育所	206,000	91,266	99,750	
幼稚園	42,000	8,610	29,925	
合計	1,248,000	830,676	822,675	

平成 26 年度は予算額、平成 25 年度及び平成 24 年度は決算額

## 【プール】

(単位:円)

区分	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	備考
小学校	3,200,000	3,014,550	2,886,660	プール循環浄 化装置点検委 託
中学校	1,450,000	1,367,100	1,326,990	
合計	4,650,000	4,381,650	4,213,650	

平成 26 年度は予算額、平成 25 年度及び平成 24 年度は決算額

## 【樹木】

(単位:円)

区分	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	備考
小学校	47,338,000	49,316,307	42,476,983	樹木剪定委託、 樹木台帳作成 委託
中学校	26,661,000	22,795,983	20,735,932	
保育所	2,016,000	1,954,260	774,900	
幼稚園	400,000	198,975	222,180	
合計	76,415,000	74,265,525	64,209,995	

平成 26 年度は予算額、平成 25 年度及び平成 24 年度は決算額

平成 25 年度以降の小中学校には、樹木台帳作成委託を含む

## 6 監査の結果

## (1) 小学校・中学校における安全対策について

## ア 遊具について(小学校)

## (ア) 現状把握について

現地調査した小学校では、屋外運動場に設置されている遊具について、教頭を中心に目視による点検を日常的に行うとともに、月 1 回の定期的な点検を実施している。

学校施設課では、小学校の遊具の点検業務について、「市立小中学校遊具・体育器具点検委託」により点検を毎年度実施し、遊具の種類により毎年点検するもの(シーソー、ブランコ、すべり台等)、3 年毎に点検するもの(鉄棒、サッカーゴール、ジャングルジム等)に区分し現状把握に努めている。

平成 26 年度の点検業務委託については、調査時点で点検実施中であっ

たため、平成25年6月から7月にかけて点検が実施された同委託について調査した。同委託の仕様書に記載されている点検内容は、ボルト・ナット類・パイプ等の接続部分、金属部・木部の腐食及び磨耗、チェーン・ワイヤーの損傷等となっており、その結果を報告書(遊具・体育器具点検報告書、使用状況図、遊具・体育器具点検報告書総括表)としてまとめ、平成25年7月31日に学校施設課へ提出されている。

提出された遊具・体育器具点検報告書には、遊具の種類毎に、修繕対応の判定として「A・B・C・D」の4段階評価が記載されている。修繕対応の判定の内容はA(特になし)、B(損傷・劣化が認められるが、修繕の必要は無し)、C(損傷・劣化が認められ、修繕の必要性あり)、D(損傷・劣化が著しく認められ、緊急的に修繕が必要)である。

学校施設課が平成25年度に実施した「市立小中学校遊具・体育器具点検委託」の点検結果では、屋外運動場に設置されている遊具については、修繕対応の判定Cが143件、修繕対応の判定Dが10件であった。

平成25年度に実施された「市立小中学校遊具・体育器具点検委託」について調査したところ、次の事例が見られた。

点検結果から対応までが一連の書類として一元的に管理されておらず、対応状況の把握が困難となっていた。

このため、予算執行の際に作成する支出負担行為書等に添付された書類を確認したところ、修繕対応Cとされた遊具143件のうち、修繕が確認できたものは2件のみとなっていた。

上記修繕が確認できた修繕対応Cの遊具2件のうち1件は、遊具・体育器具点検報告書受領後(受領日:平成25年7月31日)、修繕に至るまでおよそ1年(検査・検収日:平成26年7月4日)を要していた。

修繕対応Dとされた10件のうち1件は、同報告書受領後(受領日:平成25年7月31日)、撤去修繕に至るまで1年以上(検査・検収日:平成26年9月16日)を要していた。

同報告書における点検結果の内容が、学校施設課から各小学校へ周知されていない状況となっていた。

#### (イ) 維持管理について

現地調査した小学校では、各小学校での日常的な点検などで不具合が発見された場合、学校技能員等が対応している。これによりがたい場合は、学務課作成の「学校財務の手引き」に定められた金額により学校の再配当予算、又は学校施設課の予算で対応している。

#### イ プールについて

小中学校のプールについては、小学校 72 校のうち 65 校、中学校 37 校のうち 36 校に設置されている。(未設置校 小学校 7 校...夢の丘、富士見、小山、串川、鳥屋、青野原、青根 中学校 1 校...青野原)

#### (ア) 現状把握について

小中学校に対する現地調査、教育委員会において実施したプールの安全管理に係る調査結果(以下「プールの調査結果」という。)及び各校が作成しているプール日誌を確認したところ、プール使用期間前後の点検やプール使用期間中(概ね 5 月下旬から 9 月下旬頃まで)の日常点検について、目視により点検を実施している。

学校施設課は、各小中学校長に対して「プールの安全管理について(依頼)」(平成 26 年 5 月 16 日付)で、プール使用開始日までには、排水口の蓋がボルト等で確実に固定取付けされていることを確認すること、確認した状況の写真を撮り学校施設課へ送付すること、プール開きに際しての安全点検の徹底等について通知している。

学校教育課は、各小中学校長に対して「水泳等の事故防止について(通知)」(平成 26 年 5 月 19 日付)で、未然に事故を防止できるよう指導の徹底を依頼し、「プールの安全標準指針」(文部科学省・国土交通省、平成 19 年 3 月、以下「安全標準指針」という。)等を参考資料として通知している。

安全標準指針はプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等を示したもので、プール使用期間前後の点検、使用期間中の日常の点検に関する事項や、特に排水口の蓋等が堅固に固定されていることの点検を必要としている。

また、安全標準指針等を参考に神奈川県教育委員会が作成した「学校水



泳プールの安全管理について～学校における安全管理マニュアル作成の手引き～」(神奈川県教育委員会、平成 19 年 4 月、以下「県教委の手引き」という。)にも、同様な事項が記載され、日常点検チェックリスト等の作成例が示されている。

プールの調査結果によると、使用期間前後の点検記録及び使用期間中の日常点検記録の状況、プール日誌の保存年限の状況は、次のとおりとなっている。

【プール使用期間前後の点検について】

区分	点検記録の状況	保存年限		
		3 年	2 年	1 年
小学校 65 校	記録なし 48 校			
	県教委の手引きの例に記録 6 校	4 校	1 校	1 校
	学校独自の帳票に記録 8 校	1 校	2 校	5 校
	プール日誌に記録 3 校	2 校	1 校	-
中学校 36 校	記録なし 31 校			
	県教委の手引きの例に記録 2 校	2 校	-	-
	学校独自の帳票に記録 1 校	-	-	1 校
	プール日誌に記録 2 校	2 校	-	-

【プール使用期間中の日常点検について】

区分	点検記録の状況	保存年限		
		3 年	2 年	1 年
小学校 65 校	記録なし 18 校			
	県教委の手引きの例に記録 1 校	1 校	-	-
	学校独自の帳票に記録 3 校	1 校	1 校	1 校
	プール日誌に記録 43 校	30 校	8 校	5 校
中学校 36 校	記録なし 12 校			
	県教委の手引きの例に記録 1 校	-	1 校	-
	学校独自の帳票に記録 2 校	-	2 校	-
	プール日誌に記録 21 校	12 校	3 校	6 校

### 【プール日誌の保存年限について】

区分	保存年限	区分	保存年限
小学校	3年 51校	中学校	3年 23校
	2年 11校		2年 6校
	1年 8校		1年 8校

プールの調査結果を確認したところ、次の事例が見られた。

プール使用期間前後の点検や、プール使用期間中の日常点検の点検結果を記録していない小中学校が多数見られた。

点検結果の保存年限については、記録している小中学校にあっても安全標準指針で3年以上とされているところ、2年保存又は1年保存としている小中学校が散見された。

プール日誌の保存年限については、相模原市立小中学校公文書分類表で3年とされているが、2年保存又は1年保存としている小中学校が散見された。

#### (イ) 維持管理について

現地調査した小中学校では、各小中学校での日常的な点検などで不具合が発見された場合、学校技能員等が対応している。これによりがたい場合は、「学校財務の手引き」に定められた金額により学校の再配当予算、又は学校施設課の予算で対応している。

学校施設課では、各小中学校からの修繕要望に基づき、担当職員が現地確認を行ったうえで、適宜対応している。主な修繕の内容は、プール塗装修繕、プールサイド床修繕、プール循環浄化装置修繕である。

また、プール循環浄化装置点検を業者委託により毎年度プールが設置されている小中学校全校を対象に、第1回目をプール使用期間開始前(5月～7月)、第2回目をプール使用期間終了後(7月～11月)に実施している。

## ウ 樹木について

### (ア) 現状把握について

現地調査した小学校では、敷地内にある樹木について、教頭又は学校技能員により目視点検を毎日実施が5校、週1回～3回実施が3校、月1回実施が1校、随時実施が3校となっており、12校のうち3校については点検表を作成し記録していた。

現地調査した中学校では、教頭又は学校技能員による目視点検を毎日実施が3校、各学期末実施が1校、随時実施が2校となっているが、点検表は作成されていなかった。

学校施設課は、毎年3月又は4月に全小中学校に対し、樹木の剪定要望について調査を行っている。

また、平成25年度から新たに、今後の小中学校の樹木の適正な維持管理を目的に、樹木台帳作成業務を委託により実施している。委託の業務内容は、樹種確認、樹高測定、樹形確認、障害状況(腐朽や空洞、枝折れ等)等について現地調査を実施し、その結果に基づき、樹木台帳(位置図・樹木一覧表・個票)を作成することとしている。樹木台帳の個票には、A(良好)、B(要注意)、C(危険)の区分で判定が記載されている。

平成26年度の樹木台帳作成業務委託は、調査時点では未実施であったため、平成25年度に実施された同委託について調査した。

平成25年度には、小学校17校、中学校8校の樹木台帳が作成された。対象校の選定に当たっては、市域を2地区に分け、線路に近い、あるいは大きな道路に面している学校を優先した。

学校施設課が、平成25年度に行った、樹木台帳作成業務委託における結果報告書によると、1,804本のうち、判定結果A(良好)が1,032本(57.2%)、B(要注意)が693本(38.4%)、C(危険)が79本(4.4%)となっている。

なお、小中学校における樹木台帳の整備完了までのスケジュールについては定められていない。

## 【樹木台帳作成業務委託における調査結果】

(単位:本)

区分	学校名	調査本数	調査本数に対する判定		
			A (良好)	B (要注意)	C (危険)
南区・中央区	麻溝小	34	19	10	5
	田名小	57	38	11	8
	上溝小	54	44	2	8
	淵野辺小	40	24	13	3
	南大野小	50	36	11	3
	谷口台小	77	47	21	9
	鶴の台小	132	109	23	0
	鹿島台小	93	22	70	1
	上溝南小	65	47	13	5
	相陽中	47	29	17	1
	大野北中	97	80	17	0
	大野南中	87	53	33	1
	新町中	34	33	1	0
	上溝南中	37	28	9	0
小計		904	609	251	44
緑区・中央区	清新小	219	119	91	9
	橋本小	77	60	15	2
	作の口小	88	17	64	7
	横山小	47	29	18	0
	小山小	19	7	12	0
	大沢小	76	36	37	3
	旭小	29	23	6	0
	星が丘小	45	29	15	1
	上溝中	164	55	99	10
	小山中	43	5	37	1
	旭中	93	43	48	2
小計		900	423	442	35
合計		1,804	1,032 (57.2%)	693 (38.4%)	79 (4.4%)

平成25年度の「市立小・中学校(南区・中央区)樹木台帳作成業務委託」及び「市立小・中学校(緑区・中央区)樹木台帳作成業務委託」を調査したところ、次の事例が見られた。

仕様書では、業務の目的を「今後の小・中学校の樹木の適正な維持管理に資すること」としているが、実際に行われた樹木調査は、学校敷地境界の内側に植栽されている樹木で幹周60cm以上を対象としており、学校敷地内の全ての樹木を調査対象としたものではなかった。

結果報告書において、判定結果がB(要注意)、C(危険)とされた樹木について、樹木台帳には対応状況の記録がなかった。

判定結果について、学校施設課から当該校へ周知が行われていなかった。

#### (イ) 維持管理について

学校施設課では、毎年各学校からの剪定要望をもとに、現地調査を行い、概ね5月から翌年1月の間に業者による剪定等を実施している。

なお、現地調査した各小中学校では、子どもに危険となるような枯れ枝等が発見された場合、教頭や学校技能員が可能な範囲で剪定している。これによりがたい高い位置にある枯れ枝等については、学校施設課職員が現地確認のうえ随時剪定等の業者対応を行っている。

### エ 事故発生時の対応や未然防止のための取組について

#### (ア) 事故発生時の対応について

現地調査した小中学校では、事故発生時には、応急処置、校長への報告、保護者への連絡、医療機関への連絡、教育委員会への事故報告等の場面毎の対応を定め、職員会議で周知するとともに、職員室内に掲示するなど、事故が発生した場合に備えている。

教育委員会では、重大な事故が発生した場合は、学校教育課職員が当該校に出向き確認を行っている。発生事案に関して注意喚起が必要な場合は、各小中学校長に通知を行い、必要に応じ臨時校長会を開催するなど、同様な事故の再発防止の取組を行うこととしている。

## (イ) 事故未然防止の取組について

現地調査した小中学校では、遊具等の施設・設備の点検を日常的に行い、不具合箇所の早期発見と応急処置や修繕対応を図り、子どもの安全確保に努めている。また、子どもの事故が発生した場合、同様の事故が起きないように、その情報を速やかに校内に周知している。また、職員会議等においても改めて周知し情報の共有に努めている。

遊具については、学校施設課で、台風・大雨が予想される場合、サッカーゴール等遊具の転倒防止対策を図り、施設・設備の再点検を行うよう、注意喚起の文書を小中学校長に通知している。

また、プールについては、学校保健課、学校施設課、学校教育課がプール使用開始前である5月に、それぞれ所掌事務に係る事故未然防止等について小中学校長に通知している。

樹木については、学校施設課が平成26年4月に他市の商業施設で発生した枝の落下事故の際には、改めて樹木の点検を実施し、適切な対応を図るよう小中学校長に通知している。

## (2) 保育所・幼稚園における安全対策について

### ア 遊具について

#### (ア) 現状把握について

各保育園の現状把握については、現地調査及び各保育園の点検表を確認したところ、保育課が作成した「安全衛生チェックリスト」に基づき、ぐらつきや破損がないか等について、日常的な点検や月1回の定期的な点検を行い、不具合があった場合は速やかに園長に報告するとともに、それぞれの点検結果を点検表に記録し、園長が確認している。点検結果は各園とも「安全衛生チェックリスト」で定めた帳票に記録している。

また、各幼稚園では、現地調査及び各幼稚園の点検表を確認したところ、各園が作成した「安全点検実施計画」に基づき、使用する点検表の様式は各幼稚園独自のものを使用することにより、保育園と同様に対応している。

保育課では、保育園及び幼稚園の遊具の点検について、「相模原市立保育園及び市立幼稚園遊戯施設点検業務委託」により行っている。同点検委託については、平成24年度以前は全園を対象として3年に1回のサイク

ルで実施していたが、平成25年度から毎年度点検委託を実施するよう改めている。

平成26年度の遊具の点検業務委託は、調査時点では未実施であったため、平成25年度に実施された同委託について調査した。平成25年度は平成26年1月から3月にかけて各園で点検が実施され、「遊戯施設等点検判定表:総括」、「遊具点検表(総括)」が平成26年3月17日に保育課へ提出されている。

提出された「遊戯施設等点検判定表:総括」にはA(良好)、B(要観察)、C(要修理)、D(要撤去、交換)の評価が記載されている。平成25年度の点検結果は、A(良好)が95件、B(要観察)が63件、C(要修理)が29件、D(要撤去、交換)が7件となっている。

平成25年度の「相模原市立保育園及び市立幼稚園遊戯施設点検業務委託」を調査したところ、次のような事例が見られた。

「遊戯施設等点検判定表:総括」において、点検結果が、C(要修理)、D(要撤去、交換)とされた遊具に対して、遊具点検表に対応状況の記録がなかった。

点検結果について、保育課から各保育園・幼稚園へ周知が行われていなかった。

#### (イ) 維持管理について

現地調査した保育園・幼稚園では、各園での日常的な点検などで不具合が発見された場合、職員や庁務技能員が対応している。これによりがたい場合は、各園の再配当予算、又は保育課の予算で対応している。

#### イ プールについて

プールについては、保育園は25園中14園が固定式、11園は組み立て式であり、幼稚園3園はすべて組み立て式となっている。

#### (ア) 現状把握について

各保育園の現状把握については、現地調査及び各保育園の点検表を確認

したところ、保育課作成の「安全衛生チェックリスト」に基づき、プール使用期間中(概ね6月～8月)は、主に破損個所がないか、周囲に危険物はないか等について、日常的な点検や月1回の定期的な点検を行い、不具合があった場合は速やかに園長に報告するとともに、それぞれの点検結果を点検表に記録し、園長が確認している。点検結果は各園とも「安全衛生チェックリスト」で定めた帳票に記録している。

また、各幼稚園では、現地調査及び各幼稚園の点検表により確認したところ、プールの設置時、使用時、収納時に目視にて点検を行い、不具合があった場合は速やかに園長に報告している。なお、相模湖幼稚園は点検結果を点検表に記録している。

#### (イ) 維持管理について

現地調査した保育園・幼稚園では、各園での日常的な点検などで不具合が発見された場合、職員又は庁務技能員が対応している。これによりがたい場合は、各園の再配当予算、又は保育課の予算で対応している。

保育課では、各保育園・幼稚園からの修繕要望に基づき、保育課職員が現地確認を行ったうえで、適宜対応を行っている。主な修繕の内容は、プール塗装修繕やプール柵修繕である。

#### ウ 樹木について

##### (ア) 現状把握について

各保育園の現状把握については、現地調査及び各保育園の点検表を確認したところ、子どもに危険となるような枯れ枝がないか等について、保育課が作成した「安全衛生チェックリスト」に基づき、各園の職員が目視により日常的な点検や月1回の定期的な点検を行い、不具合があった場合は速やかに園長に報告するとともに、それぞれの点検結果を点検表に記録し、園長が確認している。点検結果は各園とも「安全衛生チェックリスト」で定めた帳票に記録している。

また、各幼稚園では、現地調査及び各幼稚園の点検表を確認したところ、各園が作成した「安全点検実施計画」に基づき、保育園と同様に対応しているが、点検結果は各幼稚園で定めた点検表に記録している。



なお、保育課では樹木の現状把握について、小中学校で実施されているような樹木台帳の作成や危険度判定は実施していない。

(イ) 維持管理について

現地調査した保育園・幼稚園では、子どもに危険となるような枯れ枝等が発見された場合、職員や庁務技能員が可能な範囲で剪定している。これによりがたい場合は、保育課職員が現地確認のうえ、随時剪定等委託により業者対応を行っている。

樹木剪定委託、遊戯施設修繕及びプール修繕について調査したところ、次の事例が見られた。

1 者随意契約の業者選定にあたり特定の業者に偏っていた。

【同一業者との1者随意契約の契約状況】 (平成26年11月末現在)

区分	件名
樹木	大沢保育園樹木剪定委託
	麻溝保育園樹木剪定委託
	新磯保育園樹木剪定委託
	東林保育園樹木伐採委託
	相武台保育園樹木剪定委託
	中野保育園樹木剪定委託
	串川東部保育園樹木剪定委託
遊具	内郷保育園遊戯施設修繕
	城山西部保育園遊戯施設修繕
プール	麻溝台保育園屋外プール修繕
	麻溝台保育園プール防護柵等塗裝修繕
	東林保育園屋上プール柵修繕

樹木剪定委託は契約7件中7件、遊戯施設修繕は2件中2件、プール修繕は4件中3件が同一業者との1者随意契約となっている。

## エ 事故発生時の対応や未然防止のための取組について

### (ア) 事故発生時の対応について

現地調査した保育園では、事故発生時の対応手順書を定め、早期発見、応急手当、園長への報告、保護者への連絡、医療機関への連絡、保育課への事故報告等の場面毎の対応を定め、職員会議で周知するとともに、事務室内に掲示するなど、事故が発生した場合に備えている。

現地調査した幼稚園では、危機管理マニュアルを定め、119番通報時の対応、病院搬送時の対応や医療機関の連絡先等を職員会議等で周知している。また、養護教諭や看護師等の免許を有する非常勤職員(保健指導補助)を各幼稚園に1人配置し、園児のけがなどの際の応急措置に関することなど、事故が発生した場合に備えている。

保育課では、重大な事故が発生した場合は、保育課職員が当該園に出向き確認を行っている。発生事案に関して注意喚起が必要な場合は、各園へ情報を速やかに伝え、必要に応じ臨時園長会を開催するなど、同様な事故の再発防止の取組を行うこととしている。

### (イ) 事故未然防止の取組について

現地調査した保育園・幼稚園では、遊具等の施設・設備の点検を日常的に行い、不具合箇所の早期発見と応急処置や修繕対応を図り、園児の安全確保に努めている。

保育園では、園児のけが等事故の情報を「事故・ケガの報告書」により職員間で共有し、再発防止に努めている。園独自の取組として園庭、室内別に、ヒヤリとした事例やけがをしやすい場所などを表示した、ヒヤリハットマップを作成・掲示し、職員へ注意を喚起している保育園もある。園長会で樹木等の事故が議題となった場合、各園に持ち帰って職員会議において、安全確認を徹底するよう職員に周知し情報の共有に努めることとしている。

保育課では、台風・大雨が予想される場合、園庭等の施設・設備の点検を行うよう、注意喚起の文書を各保育園・幼稚園長に通知している。

また、プールについては、文部科学省から、幼稚園のプールで発生した幼児の死亡事故に係る事故防止の通知を平成26年6月20日付で受け、

同日付でプール事故防止に努めるよう各保育園・幼稚園長に通知している。

樹木については、平成26年4月に他市の商業施設で発生した、枝の落下事故の際には、樹木の点検を改めて実施するよう各保育園・幼稚園長に通知している。

## 7 検討すべき事項

本市の小学校、保育所等における遊具、プール及び樹木等の安全対策について「4 監査の方法」で定めた主な着眼点に基づき確認してきたが、監査の結果、事務事業を改善するために検討すべき事項は、次のとおりである。

### (1) 小学校の遊具について

平成25年度に実施した「市立小中学校遊具・体育器具点検委託」の点検報告書において、C(損傷・劣化が認められ、修繕の必要性あり)や、D(損傷・劣化が著しく認められ、緊急的に修繕が必要)と修繕の必要性が示されているが、修繕の対応状況が一連の書類として一元的に管理されておらず、対応状況を把握することが困難であった。また、修繕の完了が確認できた一部の遊具については、同点検報告書受領後修繕完了まで約1年を要していた。さらに、点検結果の内容が、学校施設課から各小学校へ周知されていなかった。

子どもの安全確保を図るため、速やかに修繕を行うなど安全対策を講じ、対応した結果を記録し一元的に管理するなど対応状況を明らかにするとともに、遊具の事故の未然防止のため、点検結果を各小学校へ周知し情報の共有化を図るなど、適切な維持管理を徹底されたい。【学校施設課】

### (2) 小中学校のプールについて

教育委員会において実施した、市立小中学校におけるプールの安全管理に係る調査結果を確認したところ、プール使用期間前後の点検や、使用期間中の日常点検の結果を記録していない小中学校が多数見られた。点検結果の保存年限については、記録している小中学校にあっても「プールの安全標準指針」(文部科学省・国土交通省 平成19年3月)で3年以上保存が必要とされているところ、2年保存又は1年保存としている小中学校が散見された。

また、プール日誌の保存年限については、相模原市立小中学校公文書分類表で3年とされているところ、2年保存又は1年保存としている小中学校が散見

された。

今後、「プールの安全標準指針」等を踏まえ、点検結果を適切に記録するとともに、プール日誌の保存年限の遵守について、教育委員会の各課が連携し、各小中学校に対し周知徹底を図られたい。また、各小中学校におけるプールの日常点検等の点検結果の記録状況、プール日誌の保存状況等について適切に実態を把握し、小中学校でのプールの安全対策がさらに有効なものとなるよう取り組まれたい。【学校保健課・学校施設課】

### (3) 小中学校の樹木について

ア 平成25年度に実施された市立小・中学校(南区・中央区)樹木台帳作成業務委託及び市立小・中学校(緑区・中央区)樹木台帳作成業務委託を調査したところ、平成25年度中に樹木台帳が整備されたのは、小学校72校中17校、中学校37校中8校と一部の学校となっていた。また、実施した内容は、学校敷地境界の内側に植栽されている樹木で幹周60cm以上を対象とし、学校敷地内の全ての樹木調査を実施したものではなかった。

子どもたちのより一層の安全確保を図るため、今後、対象樹木の拡大など樹木台帳の計画的な整備に向け全体計画について検討されたい。【学校施設課】

イ 平成25年度に実施された市立小・中学校(南区・中央区)樹木台帳作成業務委託及び市立小・中学校(緑区・中央区)樹木台帳作成業務委託に係る結果報告書において、判定結果がB(要注意)、C(危険)とされた樹木に対して、樹木台帳には対応状況の記録がなかった。

また、判定結果について、学校施設課から当該校へ周知が行われていなかった。

子どもの安全確保を図るため、速やかに対応し、その結果を記録するなど対応状況を明らかにするとともに、判定結果を当該校へ周知することにより情報の共有化を図り、適切な維持管理に取り組まれたい。【学校施設課】

### (4) 保育所・幼稚園の遊具について

平成25年度に実施された市立保育園及び市立幼稚園遊戯施設点検業務委託

に係る業務委託報告書において、点検結果が、C(要修理)、D(要撤去、交換)とされた遊具に対して、対応状況の記録がなく不明であった。

また、点検結果について、保育課から各保育園・幼稚園へ周知が行われていなかった。

子どもの安全確保を図るため、速やかに対応し、その結果を記録するなど対応状況を明らかにするとともに、点検結果を各保育園・幼稚園に周知し情報の共有化を図り、適切な維持管理に取り組みたい。【保育課】

#### (5) 保育所の樹木等の契約事務について

「契約事務の手引き」(契約課作成)においては、1者随契として発注できる少額な案件は、特定の業者に偏らないようにする旨が示されている。

こうした中、平成26年度に行われた保育所に係る樹木剪定等委託、遊戯施設修繕及びプール修繕の1者随意契約について調査したところ、13件中12件において、同一の業者を繰り返し選定していた。

このことは、契約事務の基本である公平性、競争性に対する認識が不十分であることを示しており、遺憾と言わざるを得ない。

契約事務の執行に当たっては、これらに加え、さらに透明性、経済性の観点からも、その重要性を再認識し、契約事務の適正性が疑われることのないよう、事務処理体制を見直すなど、適正に事務を執行されたい。【保育課】

## 8 まとめ

本市では、小学校、保育所、幼稚園の屋外にある遊具について、それぞれ各施設の教職員等が日常的な点検を行い、不具合箇所の早期発見と応急処置等の維持管理を図り、現状把握と事故の未然防止に努めている。学校施設課及び保育課では、遊具の点検業務を毎年度委託により実施しているものの、点検結果において修繕対応が必要とされているにもかかわらず、未対応であった事例が見られた。

また、当該各課は点検結果を各施設に周知しておらず、当該各課と各施設との連携が不十分なものとなっていた。

今後、遊具のより適切な維持管理を行っていく上では、現状把握や点検結果等情報の管理や、担当課と各施設がどのように情報を共有し活用していくのか、また、いかに迅速かつ計画的に対応していくのかが求められるところである。

プールについては、小学校等各施設において、プール使用期間中に日常的な点検を行い、関係各課においても事故の未然防止を図るための通知を各施設に行い、安全確保に努めている。しかしながら、日常点検等の結果を記録していない学校や、プール日誌等の保存年限が守られていない学校が見られることから、今後、これらに関する現状を把握するとともに、適切な対応を図られたい。

小中学校の樹木については、各校の職員が随時目視で点検を行い、子どもに支障のある枝を剪定するなど維持管理に努めている。学校施設課では、小中学校の樹木の適切な維持管理のため樹木台帳を整備中であるが、今後、さらなる安全確保を図るため、早急な整備に努め適切な維持管理に活用されたい。

以前、新聞等で、保育所で遊具に手を挟み指を切断した事故や、樹木の倒木などの事故について報道されているが、小学校、保育所等の運動場や園庭に配置された遊具やプールは、それぞれ子どもたちの心身の発達にとって大変重要な役割を果たしており、体力や運動機能の向上に資するものとなっている。また、植栽されている樹木は環境に潤いを与え、子どもたちにとって自然観察や自然体験の場ともなっている。

これら様々な役割を担っている運動場や園庭において、子どもたちが安心して活動できるよう安全面に配慮した適切な維持管理が求められている。

このため、関係各課と各施設においては、各施設の実態を踏まえつつ、より適切な維持管理が図られるよう、情報の共有化など一層の連携に努めるとともに、維持管理に関する方針や基本的事項を定めた計画の策定について検討されたい。